

有事法案のふたつの柱 国民の強制動員と 自衛隊の武力行使



国民を強制動員

法案では、すべての国民が戦争に「協力するよう努める」（武力攻撃事態法案8条）と明記しています。地方公共団体（自治体）と「指定公共機関」に指定される民間企業（NHK、NTT、JR、東京電力、日本通運など）にも、「必要な措置を実施する責務を有する」（第5、6条）と戦争協力の責務が押し付けられます。

自衛隊は戦争のために土地の使用や物資の収用を強制できるようになります。立入り検査を拒否すれば20万円以下の罰金、食糧など物資の保管命令に違反すれば6月以下の懲役または30万円以下の罰金などとなっています。

有事3法案

現在、小泉内閣が提案し、国会で審議されているのは、武力攻撃事態法案、安全保障会議設置法の一部「改正」案、自衛隊法等「改正」案の有事3法案。

自衛隊が海外で武力行使

有事法制は、自衛隊が「武力の行使」をすることを明記しています。重要なのは、日本が武力攻撃されていないにもかかわらず、「予測」や「おそれ」の段階で、有事法制が発動し、自衛隊が後方支援などさまざまな作戦を実施することです。国会答弁でも、周辺事態法によって海外で米軍を支援する自衛隊が攻撃されると、「日本が攻撃されたことになる」（福田官房長官）として、有事法制を発動し、自衛隊の武力行使に道が開かれるのです。

平和の21世紀に 未来を開く運動のひろがり

イラク戦争に反対する運動が世界に広がりました。日本でも各界の著名人や団体、広範な文化人、労組、女性、学者、業者も次つぎに声をあげ、「デモははじめて」という若者や市民も多く立ち上がりました。世界各国では数十万、数百万の大集会も数多く開かれました。

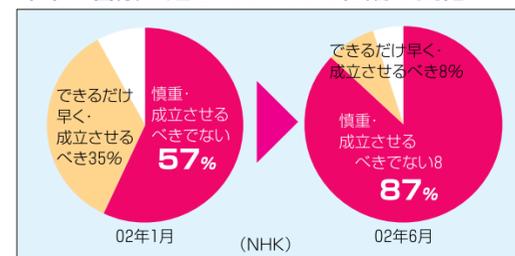
有事法案は、イラク戦争のような無法なアメリカの戦争に協力する法案です。国会で審議すればするほど批判の声が高まり、すでに2度の国会でも立ち往生しています。

世界の歴史は、多くの血が流された2度の世界大戦をへて、「戦争の違法化」、紛争の平和的解決が本流です。これに挑戦するかのように、アメリカは世界の平和ルールに公然と敵対する先制攻撃戦略を採用し、イラク攻撃をしました。しかし、世界中の多くの政府と国民から批判され、国連では孤立しました。

アメリカの横暴を批判する声広がっています。日本が有事法制をつくりアメリカの無法な戦略の片棒をかつぐ戦争をする国になるのか、それとも憲法9条を持つ国らしく、有事法案をSTOPさせ、平和外交をすすめる国になるのか——日本の未来と世界の平和にも影響をあたえる、本当に大切な岐路に直面していると思います。

有事法案を廃案に追い込み、平和を願う世界の人びとと手を取りあい、なんの罪もない子どもが殺されることのない平和な21世紀をつくりましょう。

昨年の審議が進むにつれての世論の変化



有事法制反対の抗議先

- 小泉純一郎首相 FAX03-3581-3883 <http://www.kantei.go.jp/>
- 自民党本部 FAX03-5511-8855 <http://www.jimin.jp/>
- 公明党本部 FAX03-3353-9746 <http://www.komei.or.jp/>

頒価20円

手を貸しているの？ “ブッシュの戦争”に

STOP 有事法制

アメリカがおこなったイラク戦争は、あらためて戦争の恐ろしさを見せつけました。戦争は絶対にごめんです。ところが小泉内閣は“戦争に備える”と言って「有事法制（戦争法制）」を今国会でなんとしても成立させるとしています。憲法9条を持つ国で戦争に備えるとは、どういうことでしょうか？ 小泉首相が成立を急ぐ有事法制とは、いったいどんなものなのでしょうか？



憲法改悪阻止各界連絡会議
千代田区神保町2-10 神保町マンション202
Tel.03-3261-9007 fax.03-3261-5453

安保破棄中央実行委員会
千代田区三崎町2-11-13
Tel.03-3264-4764 fax.03-3264-4765

シリーズ「有事法制」を考える3

有事法案の最大の問題は アメリカの戦争に 協力すること

有事法制は、日本が攻められる事態に備えるものではなく、アメリカがイラクでおこなったような乱暴な戦争に、日本が参戦協力するための法案です。アメリカの先制攻撃戦略と有事法制が結びついたとき、日本とアジアに何をもたらすのでしょうか。

政府自身も、日本が攻められるとは想定していない

だいたい、政府・与党自身、日本が攻められるということは想定していないのです。

ソ連が強大だったときでさえ、日本侵略の可能性を「万々万が一」（福田首相・当時）としてきた政府。

ソ連の崩壊で、山崎自民党幹事長も「日本が攻められるケースは非常に考えにくい」と認めるように、大規模な日本侵略など考えられないというのが世界の常識です。

周辺事態法のふたつの「壁」

日本の「周辺」でアメリカが戦争をはじめた場合、日本が後方支援するという新ガイドライン法（周辺事態法）が99年に成立しています。しかし、国民や地方自治体、民間業者に協力を強制できないこと、自衛隊が武力行使できないこと——このふたつの「壁」があります。これを取り払おうとするのが、有事法案です。

日本国憲法 「武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」（第9条）
周辺事態法 「武力による威嚇または武力の行使に当たるものであってはならない」（第2条）
有事法案 「武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動」（武力攻撃事態法案第2条）をおこなう